

# 受信障害対策共聴施設の新設及び ケーブルテレビへの移行に対する助成について

2009年8月

総務省 テレビ受信者支援センター(デジサポ)

- 助成の概要
- 助成の概要(共聴施設の設置の場合)
- 助成の概要(ケーブルテレビ移行の場合)
- 助成対象となる基本的要件と施設
- 助成を受けるための手続き
- 助成金給付までの流れ
- 助成事務のタイムテーブル



# 助成の概要



## 1 募集期間

平成21年8月17日(月)～平成21年12月28日(月)まで(消印有効)  
(予算の範囲内で助成を行うため、上記期間中であっても申請受付を終了することがあります。)

## 2 対象者

受信障害対策共聴施設の管理者(※)

(※)有線テレビジョン放送法・有線電気通信法の規定に基づく申請者・届出者又はその者から委任を受けた者。なお、共聴組合(渡し切り補償契約により利用者側に施設が譲渡されている場合等を想定)も含まれます。  
ただし、国や地方公共団体等を除きます。

## 3 対象施設

### (1) 受信障害対策共聴施設新設整備事業

建築物等の影響により、地上デジタルテレビ放送の難視聴が生じる地域において、当該放送の難視聴解消を目的として、新たに設置する受信障害対策共聴施設(世帯当たりの負担額が35,000円を超える場合)。

ただし、当該地域に対して地上デジタルテレビ放送が開始された後に建築物等が設置されたことに起因する場合を除きます

### (2) 受信障害対策共聴施設ケーブルテレビ移行事業

現在の共聴施設を有線テレビジョン放送施設への置換により地上デジタルテレビ放送の再送信を視聴可能とする場合に経費負担が著しく過重(世帯当たりの負担額が35,000円を超える場合)になる施設

ただし、当該施設をデジタル化対応のために改修した場合より安価な場合に限りです。

## 4 助成金額

地上デジタル放送対応に不可欠な施設の設置、置換等に要する総経費に対して以下の額を助成します。

(1)の場合 最大で2/3の額

(2)の場合 最大で1/2の額

## 5 お問い合わせ、助成金申請先

総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)

制度詳細について:<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/p/1/>

デジサポの連絡先:0570-093-724(8/17より受付開始 平日9:00～18:00)

(助成金申請は、各都道府県のデジサポで受け付けます。)

各都道府県のデジサポ:<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/centerlist/>

2

# 助成の概要(共聴施設の設置の場合)(1)



- 地上デジタル放送を受信するためのテレビ受信機等は、地上アナログ放送と同様に視聴者が自己負担することが基本です。また、アンテナ工事等が必要になる場合についても、それぞれ自己負担で実施することが基本です。
- しかし、戸建て住宅のアンテナ交換等に要する工事費は、一般的に3万5千円程度で実施できる場合が多いことに対して、地上デジタルテレビ放送の難視聴が生じる地域において、当該放送の難視聴解消を目的として、共聴施設を新たに設置する工事は、さらに高額になる場合があることが想定されます。
- 助成額は、総経費<sup>(\*)</sup>が「加入世帯数×3.5万円」の3倍以上の場合と、3倍未満の場合とで計算式が異なります。前者の場合には総経費の2/3を助成します。  
(総経費が「加入世帯数×3.5万円以下」の場合は助成対象外となります。)

(\*) : 地上デジタル対応に不可欠な施設の工事経費

### ① 経費が「加入世帯数×3.5万円の3倍以上」の場合

助成対象経費 = 総経費

国 (助成対象経費の2/3)	施設管理者等 (助成対象経費の1/3)
----------------	------------------------

### ② 経費が「加入世帯数×3.5万円の3倍未満」の場合

助成対象経費<sup>(\*)</sup>

国 (助成対象経費の2/3) (総経費 - 3.5万円 × 加入世帯数)	施設管理者等 (3.5万円 × 加入世帯数)
---	---------------------------

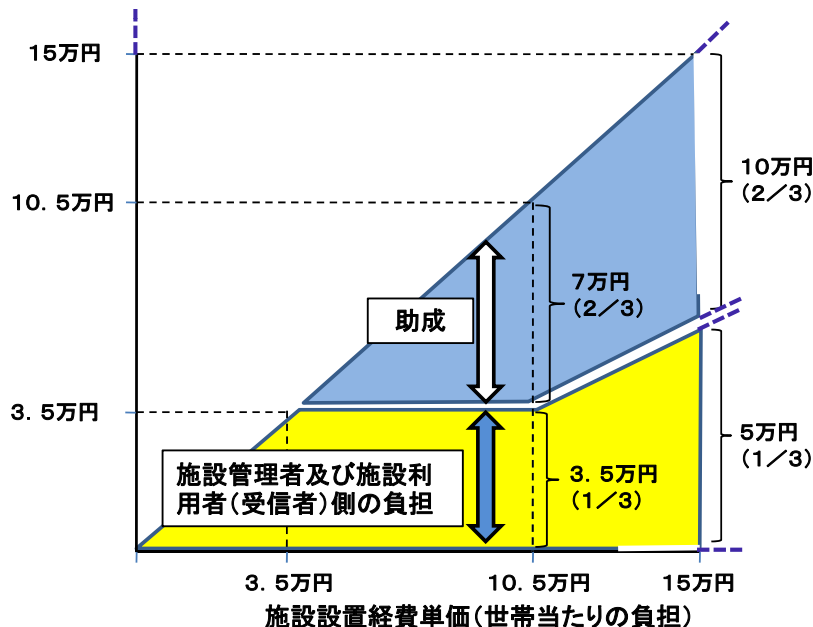
(\*) : 総経費から加入世帯数に3.5万円を乗じて得た額を差し引いた額の2分の3

3

## 助成の概要(共聴施設の設置の場合)(2)



- 総経費を加入世帯数で割った額を「施設設置経費単価」として説明すると、下図のように助成が行われ、助成金総額は助成の単価×加入世帯数となります。
- 例えば、加入世帯数が10で総経費が150万円であったとすると、世帯当たりの負担は15万円ですが、その2/3の10万円を助成し、総額では100万円の助成となります。



4

## 助成の概要(ケーブルテレビ移行の場合)(1)



- 地上デジタル放送を受信するためのテレビ受信機等は、地上アナログ放送と同様に視聴者が自己負担することが基本です。また、アンテナ工事等が必要になる場合についても、それぞれ自己負担で実施することが基本です。
- しかし、戸建て住宅のアンテナ交換等に要する工事費は、一般的に3万5千円程度で実施できる場合が多いことに対して、地上アナログ放送の受信障害解消を目的に設置された共聴施設を有線テレビジョン放送施設に置換する場合は、さらに高額になることがありと想定されます。
- 助成額は、総経費<sup>(\*)</sup>が「加入世帯数×3.5万円」の2倍以上の場合と、2倍未満の場合とで計算式が異なります。前者の場合には総経費の半額を助成します。  
(総経費が「加入世帯数×3.5万円以下」の場合は助成対象外となります。)

(\*)：有線テレビジョン放送事業者等との契約時に必要となる初期費用  
(幹線工事費、引き込み工事費、宅内工事費、契約料)  
既存施設の撤去費は含まない

① 経費が「加入世帯数×3.5万円の2倍以上」の場合

助成対象経費＝総経費

国 (助成対象経費の1/2)	施設管理者等(助成対象経費の1/2)
----------------	--------------------

② 経費が「加入世帯数×3.5万円の2倍未満」の場合

助成対象経費<sup>(\*)</sup>

国 (助成対象経費の1/2) (総経費－3.5万円×加入世帯数)	施設管理者等 (3.5万円×加入世帯数)
-------------------------------------	-------------------------

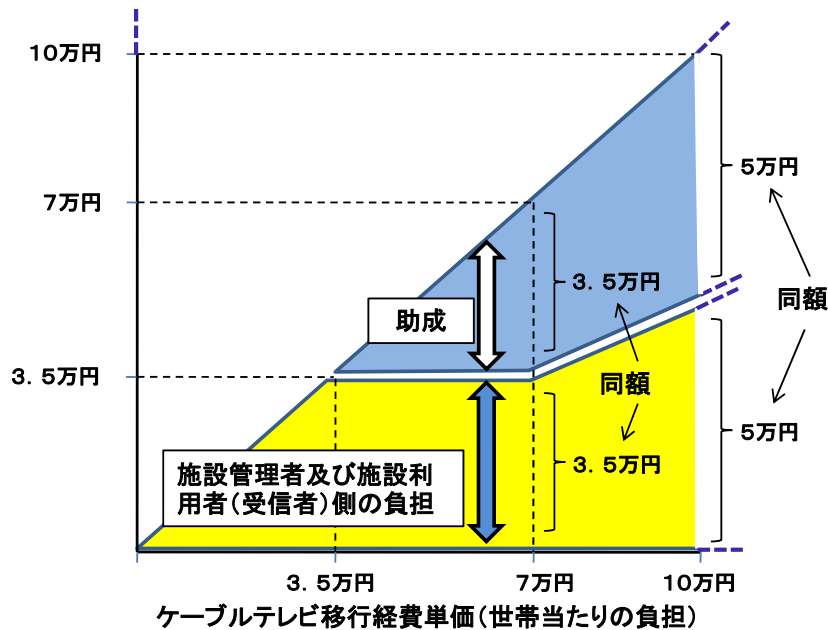
(\*)： 総経費から加入世帯数に3.5万円を乗じて得た額を差し引いた額の2倍

5

## 助成の概要(ケーブルテレビ移行の場合)(2)



- 総経費を加入世帯数で割った額を「ケーブルテレビ移行経費単価」として説明すると、下図のように助成が行われ、助成金総額は助成の単価×加入世帯数となります。
- 例えば、加入世帯数が10で総経費が100万円であったとすると、世帯当たりの負担は10万円ですが、これを2分した5万円を助成し、総額では50万円の助成となります。



6

## 助成対象となる基本的要件と施設



- 助成が認められる基本的要件
  - ・ 共聴施設の設置またはケーブルテレビへの移行について、必要な関係者の同意が得られていること。
  - ・ 工事の内容について、次の事項に照らして妥当なものであること。
    - 有効性： 建造物等の影響による難視聴解消を目的として実施され、助成によりその実施の促進が見込まれるものであること。
    - 公平性： 難視聴解消を図るために適正な価格の工事であること。
    - 経済性： 有線テレビジョン放送施設に置換する場合に要する経費は、受信障害対策共聴施設を改修する場合に要する経費よりも低いこと。
  - ・ 共聴施設の設置またはケーブルテレビへの移行に必要な経費のうち、助成金給付額を除く残りの経費の確保に関して裏付けがあること。

### ➤ 助成対象施設

#### (共聴施設の設置の場合)

建築物等の影響により、地上デジタルテレビ放送の難視聴が生じる地域において、当該放送の難視聴解消を目的として、新たに設置する受信障害対策共聴施設。(ただし、当該地域に対して地上デジタルテレビ放送が開始された後に建築物等が設置されたことに起因する場合は除きます。)

#### (ケーブルテレビへの移行の場合)

地上アナログ放送の受信障害解消を目的として設置された共聴施設を有線テレビジョン放送施設への置換により地上デジタルテレビ放送の再送信を視聴可能とする施設で、施設管理者等がそれを実施する施設です。ただし、次に該当する場合は対象となりません。

- ・ 有線テレビジョン放送法<sup>(\*)</sup>または有線電気通信法の規定<sup>(\*\*)</sup>による届出等がなされていない施設

なお、届出等がなされていない場合、助成の対象となるためには、申請前に届出等を行う必要があります。届出等については、総合通信局等にお問い合わせください。 <sup>(\*)</sup>：第3条及び第12条、 <sup>(\*\*)</sup>：第3条

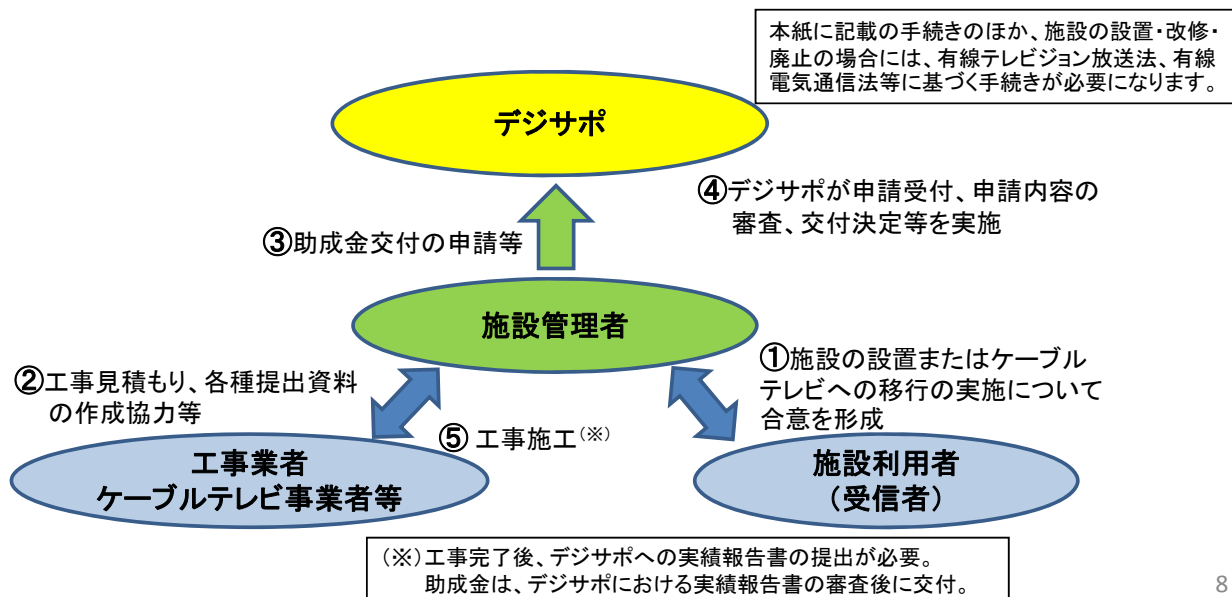
また、国や地方公共団体等が保有する施設は対象外です。

※ケーブルテレビへの移行に係る補助対象には契約料等(導入に伴う初期費用)は含まれますが、移行後の維持管理費(利用料金)、既存施設の撤去費は含まれません。

7

## 助成を受けるための手続き(1)

- 助成制度を利用するためには、まず共聴施設の管理者(有線テレビジョン放送法・有線電気通信法の規定に基づく申請者・届出者またはその者から委任を受けた者)と受信者との間の協議による共聴施設の設置又はケーブルテレビへの移行の意思決定(①)が必要です。
- 工事業者等から見積り等を取得(②)した上で、施設管理者(施設保有者や共聴組合等)から、当該施設が設置されている各都道府県のデジサポへ、所定の様式により申請(③)します。



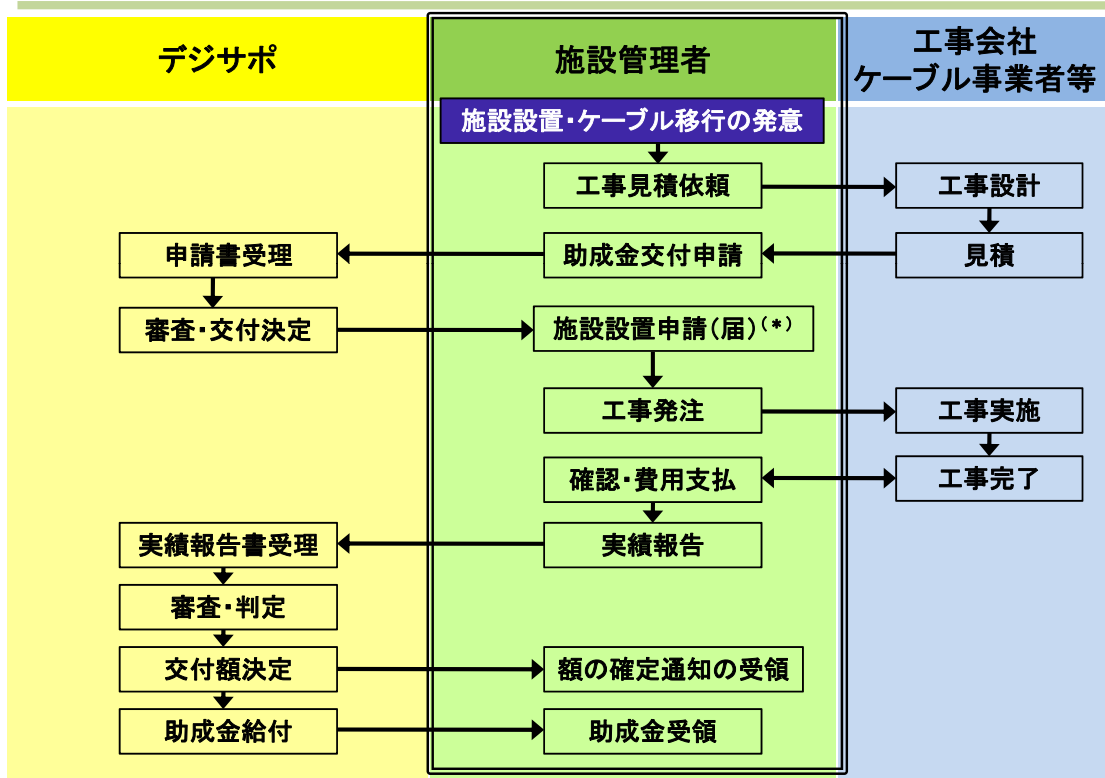
8

## 助成を受けるための手続き(2)

- 申請にあたっては以下の書類の提出が必要です。
  - 助成金交付申請書  
(助成事業の概要記載を含む)
  - 添付資料
    - (1) 対策事業に要する経費の見積書
    - (2) 工事概要書
    - (3) 申請に関して関係者の同意を得ていることを示す書類等
    - (4) 共聴施設の設置届又は許可状の写し(共聴施設を有線テレビジョン放送施設に置換する場合)
- 申請書の受理後、審査が行われ、助成金交付が認められると、申請者に対して交付決定通知がなされます。これを受けて、当該施設の工事を実施していただくことになります。
- 工事完了後、「実績報告書」の提出をお願いします。この実績報告書の審査を経て、助成金が給付されることになります。
- 具体的な申請書類、報告書類等、詳細は下記連絡先にご照会ください。
  - <デジサポ助成金相談窓口(8月17日受付開始)> 0570-093-724 (平日 9:00~18:00)
  - <助成金交付要綱、申請書式> デジサポホームページ  
<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/p/1/>
  - <申請書の受付> 各県デジサポ <http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/centerlist/>

9

# 助成金給付までの流れ



\* 施設設置届については、工事の開始の日の2週間前までに提出が必要。  
 (上記フローでは、助成金対象部分について、交付決定の後に申請することを想定したフローを示しているが、必ずしもその順序に限定されない。) 無線共聴施設の設置の場合には、別途手続が必要となります。詳細は総合通信局等へお問い合わせください。

# 助成事務のタイムテーブル

- 助成事業の全体スケジュール(平成21年度)

受付期間 : 平成21年8月17日～12月28日(消印有効)

ただし、締切直前に申請が集中した場合、年度内に全ての手続きができなくなる恐れがありますので、できるだけ早期に申請するよう留意してください。

なお、予算の範囲内で助成を行うため、上記期間中であっても申請受付を終了することがあります。

- 申請書受理から助成金交付決定までと、実績報告受理から助成金支給までのタイムテーブルの目安は以下の通りです。受付期間に十分間に合うように留意してください。

